

◆グループホームの概要

1. 基準

<p>利用者</p>	<p>身体・知的・精神障がい者・難病患者。 障がい支援区分に関わらず支援対象。 ※身体障がい者は、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。</p>
<p>サービス内容</p>	<p>地域において自立した生活を営むため、家事や相談などの日常生活の援助を行う。 入浴又は食事の介護等のサービスを提供する。</p>
<p>運営主体</p>	<p>社会福祉法人や医療法人、NPO法人など法人格が必要。夜間や休日を含めて、緊急時など必要な時に適切な支援体制が確保できること。</p>
<p>運営形態</p>	<p>共同生活住居の形態は、1戸建てやマンション、公営住宅等。 30分圏域内であれば、複数の住居をまとめて一事業所として運営可能。 1事業所の利用定員は4人以上。 各共同生活住居の利用定員は2人以上、原則10人以下。</p>

～体験入居～

- 入所施設・病院生活から地域で暮らしたい。
- 現在は家族と同居しているが、将来的にグループホームへの入居を検討している。

そういった場合に、短期間の体験利用を提供することが可能です。

<サービス提供条件>

- ・グループホームの利用定員の範囲内で実施することになります。
- ・通常の利用と同様に、市町村の支給決定等の手続きが必要です。（家賃助成の対象となります。）
- ・一時的な利用であるため、1回あたり連続30日以内かつ年間50日以内に限定されています。

利用者の入院・帰宅中に、当該利用者の居宅を体験入居に供することはできません。

運営規程にある「共同生活援助の内容」の項目に「体験利用の実施」を追加する必要があります。